入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年9月27日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名神高速道路（特定更新等）長良川橋床版取替工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）岐阜県羽島市（岐阜羽島ＩＣ）
至）岐阜県大垣市（大垣ＩＣ）
⑷　工事内容　本工事は、名神高速道路岐阜羽島ＩＣ～大垣ＩＣ間に位置する長良川橋の床版取替を、車線切替えを行いながら実施する工事である。
【床版取替対象橋梁】
長良川橋（上り線）　鋼３径間連続合成鈑桁×３連（橋長：630m）
長良川橋（下り線）　鋼３径間連続合成鈑桁×３連（橋長：630m）
⑸　工事概算数量
床版取替工：約14千㎡
床版防水工：約13千㎡
鋼構造物の製作：約260ｔ
鋼橋補強部材の製作：約640ｔ
主桁増設工：３連
塗替塗装工：６連
交通規制工：１式
舗装工：１式
橋梁付属物工：１式
構造物詳細設計：１式
⑹　工期　契約締結の翌日から1,500日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑼　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体でないこと。
⑷　施工実績　平成15年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合、求める実績２は、特定建設工事共同企業体（甲型）の構成員のうち、いずれかの者が有していれば良いものとする。
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者の場合
求める実績１
橋面積9,000㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）
求める実績２
送出し架設工法により架設した最大支間長が、70m以上の鋼橋の工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
橋梁上部工を架設した工事
求める実績２
送出し架設工法により架設した最大支間長が、70m以上の鋼橋の工事
・求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。
・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出